

平成 20 年 5 月 26 日

各 位

|       |   |
|-------|---|
| 本社所在地 | 東京都中央区銀座二丁目 16 番 11 号   |
| 会社名   | 健康ホールディングス株式会社  |
| 代表者   | 代表取締役社長 瀬戸 健  |
| コード番号 | 2928 札幌証券取引所アンビシャス  |
| 問合せ先  | 取締役経営企画部長 野口 雅之   |
| 電話番号  | 03-5565-6247  |
| U R L | <a href="http://www.kenkou-hd.com/">http://www.kenkou-hd.com/</a> |

## 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関する決議のお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」（平成 18 年 5 月 30 日制定）について、下記のとおり一部改訂することを決議いたしましたので、お知らせいたします。（変更箇所は下線で示しております。）

### 記

#### 1. 基本方針

当社は、会社法 362 条第 4 項第 6 号に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」において、業務の適法性・効率性の確保及びリスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他の環境の変化に対応した見直し・改善を行ない、より一層適法で効率的な企業体制を構築することを目的とする。

#### 2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務の適法性・効率性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、「取締役会規則」、「監査役監査規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等により、役割及び責任を明確にし、法令及び定款遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

#### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令並びに社内規則「情報・機密管理規程」及び「文書管理規程」に基づき保存し、取締役、監査役が閲覧、謄写可能な状態で管理する。

#### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部監査室が行ない、各部門に付随するリスク管理は当該部門が行ない、事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行ない、損害を最小限にとどめるための体制を整えることとする。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ取締役会を開催し、重要事項の決定並びに他の取締役の業務執行状況の監督等を行う。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

社内規則である「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理し、子会社の業務状況は、定期的に報告する体制とする。また、子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は当該子会社の他の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当該子会社の取締役の職務執行状況を監査するものとする。

当社及び子会社は、法令、定款、諸規程等に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」による内部通報制度を運用するものとする。また、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならない。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。また、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業務または業績に影響を及ぼす重要な事項について監査役に遅延なく報告するものとする。前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。また、監査役は、代表取締役、内部監査部門及び監査法人と情報交換に努め、当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適正性を確保する体制を整備する。

以上